農地利用最適化推進委員担当地域

区域名	担当区域
第１地区	西原町一丁目、西原町二丁目、西原町三丁目、中須賀町一丁目、中須賀町二丁目、西町、泉池町、泉宮町、宮西町、港町、大江町、磯浦町、惣開町、新田町一丁目、新田町二丁目、新田町三丁目、王子町、星越町、前田町、北新町、江口町、河内町、西の土居町一丁目、西の土居町二丁目、滝の宮町（１番～８番）、繁本町、徳常町、若水町一丁目、若水町二丁目、田所町、新須賀町一丁目、新須賀町二丁目、新須賀町三丁目、新須賀町四丁目、菊本町一丁目、菊本町二丁目、一宮町一丁目、一宮町二丁目、久保田町一丁目、久保田町二丁目、久保田町三丁目、高木町、政枝町一丁目、政枝町二丁目（１番～３番、５番～６番、７番３５号、１１番、１２番の一部（別紙地図にて表示））、平形町、八雲町、庄内町一丁目、庄内町二丁目、庄内町三丁目、庄内町四丁目、庄内町五丁目、庄内町六丁目、城下町（１番～４番）、坂井町一丁目（１番）
第２地区	宇高町一丁目、宇高町二丁目、宇高町三丁目、宇高町四丁目、宇高町五丁目、沢津町一丁目、沢津町二丁目、沢津町三丁目、東雲町一丁目、東雲町二丁目、東雲町三丁目、松の木町、高津町、桜木町、清水町、南小松原町、高田一丁目（１番～７番）、高田二丁目（１番～２番、３番２４号、４番～６番）
第３地区	長岩町、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、垣生一丁目、垣生二丁目、垣生三丁目、垣生四丁目、垣生五丁目、垣生六丁目、垣生
第４地区	郷一丁目、郷二丁目、郷三丁目、郷四丁目、郷五丁目、高田一丁目（８番）、高田二丁目（３番（２４号を除く））、田の上一丁目、田の上二丁目、田の上三丁目、田の上四丁目、松神子一丁目、松神子二丁目、松神子三丁目、松神子四丁目、又野一丁目、又野二丁目、又野三丁目、落神町、神郷一丁目、神郷二丁目、清住町、楠崎一丁目、楠崎二丁目、郷
第５地区	多喜浜一丁目、多喜浜二丁目、多喜浜三丁目、多喜浜四丁目、多喜浜五丁目、多喜浜六丁目、阿島一丁目、阿島二丁目、阿島三丁目、阿島四丁目、荷内町、黒島一丁目、黒島二丁目、黒島、阿島、大島、多喜浜
第６地区	船木、種子川山、七宝台町、種子川町
第７地区	坂井町一丁目（１番を除く。）、坂井町二丁目、松木町、西喜光地町、喜光地町一丁目、松原町、坂井町三丁目、瀬戸町、寿町、星原町、上泉町、外山町、岸の上町一丁目、岸の上町二丁目、下泉町一丁目、下泉町二丁目、城下町（５番～７番）、光明寺一丁目、光明寺二丁目、東田一丁目、東田二丁目、東田三丁目、観音原町、国領一丁目

第８地区	御蔵町、喜光地町二丁目、西泉町、西連寺町一丁目、西連寺町二丁目、篠場町、山田町、山根町、中西町、宮原町、中筋町一丁目、中筋町二丁目、北内町一丁目、北内町二丁目、北内町三丁目、北内町四丁目、吉岡町、角野新田町一丁目、角野新田町二丁目、角野新田町三丁目、立川町、角野、別子山
第９地区	政枝町二丁目（第１地区の区域を除く。）、政枝町三丁目、滝の宮町（９番～１２番)、横水町、中村松木一丁目、中村松木二丁目、土橋一丁目、土橋二丁目、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、中萩町、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、中村四丁目、上原一丁目、上原二丁目、上原三丁目、上原四丁目、中村、萩生、大永山
第１０地区	大生院